

指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所

(事業所番号 3611510045)

○ 事業の目的

医療法人修誠会が開設する、吉野川病院（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「介護員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（以下「訪問介護」という）を提供することを目的とする。

○ 事業の基本方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者が可能な限り自宅において、能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排せつ、食事の居宅サービス計画に沿った生活全般にわたる援助を行います。事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

○ 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

一 名称 吉野川病院

二 所在地 徳島県板野郡北島町高房字八丁野西 36 番地 1 3

○ 担当する職員の体制・職務内容

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員および業務の管理を一元的に行うと共に、事業所の従業者にこの規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。管理者が介護福祉士である場合は、自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。

二 サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、訪問介護の利用の申込みに係る調整、介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う他、第9条に規定する業務を行う。

三 訪問介護員は介護福祉士又は法第7条第6項に規定する厚生労働省令で定める者を6名以上配置する。訪問介護員は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。

○ 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年中無休

二 営業時間 8時30分～17時

○ 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

一 徳島市

二 鳴門市

三 板野郡北島町・藍住町・松茂町

○ 利用料

指定訪問介護の内容は以下のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。要介護度に応じた報酬告示額の自己負担額 *利用料別紙参照

○ サービス内容等

サービス提供責任者が訪問介護計画を作成し、利用者及びその家族に説明して同意を得た上で訪問介護サービスの提供を開始します。

☆ 身体介護（食事・排泄・入浴・衣類着脱・通院介護など身体に関する援助を行います）

☆ 生活援助（調理・洗濯・掃除等の援助を行います）（総合事業は生活援助のみ）

○ 市町村への通知

管理者は訪問介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

○ 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の急変その他、緊急事態が生じた時は、速やかに家族、主治医、居宅支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

○ 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が生じた時は、家族、主治医、医療機関、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行い、応急処置を行い、原因究明、再発生を防ぐための対策、その他必要な措置を講じます。損害の発生については、利用者の故意又は過失が認められる場合は事業者の損害責任を減じる場合があります。

○ 秘密の保持

職員は正当な理由なく、その知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしません。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約書に定めます。

この守秘義務は本契約が終了した後も、継続しますが、利用者やその家族の個人情報サービスをサービス担当者会議等に用いる場合は、該当者の同意を得たものとします。

○ 虐待防止対策

病院は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 事業者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

○ ハラスメント防止対策

病院は、職場・利用者等からの著しい迷惑行為防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 相談窓口を設置し適正な訪問介護体制の整備
- (3) 被害者への配慮のための取組
- (4) 被害防止のための取組

○ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員に周知徹底を図る。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

○ 業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症や災害が発生した状況であっても、訪問介護事業を継続できる体制構築に努め、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業継続計画の策定
- (2) 事業継続計画の指針の整備
- (3) 事業継続計画の研修の実施
- (4) 事業継続計画の訓練（シュミレーション）の実施

○ 苦情処理

提供したサービスに対する利用者からの苦情に対する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

苦情受付担当者：小倉多賀子（サービス提供責任者） 受付時間：午前9時～午後5時

○ その他運営に関する重要事項

事業者は、訪問介護職員の質的向上を図るため、研修機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から3カ月以内
- 二 継続研修 年1回

この規定は、令和5年9月1日より施行する。

別紙

吉野川病院 訪問介護サービス料金表

1 介護給付サービスによる料金

※特定事業所加算（Ⅱ）含（円）

	サービス提供時間	1割負担	2割負担	3割負担
	身体介護中心	20分未満	179	358
早朝・夜間		224	448	672
深夜		270	540	810
20分以上30分未満		268	536	804
早朝・夜間		336	672	1008
深夜		403	806	1209
30分以上1時間未満		426	852	1278
早朝・夜間		532	1064	1596
深夜		639	1278	1917
1時間以上1時間30分未満		624	1248	1872
早朝・夜間		780	1560	2340
深夜		936	1872	2808
生活援助中心	20分以上45分未満	197	394	591
	早朝・夜間	246	492	738
	深夜	296	592	888
	45分以上70分未満	242	484	726
	早朝・夜間	303	606	909
	深夜	363	726	1089
身体介護+生活援助	20分以上45分未満	340	680	1020

2 その他加算等

初回加算（新規利用時）	200	400	600
緊急時訪問介護加算（1回につき）	100	200	300
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月程度）	100	200	300

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に24.5%を加算
----------------	----------------

2025年4月改定

早朝 AM 6:00～AM 8:00
 夜間 PM 6:00～PM 10:00
 深夜 PM 10:00～AM 6:00